

取引時確認のご説明

犯罪収益移転防止法は、反社会的勢力による犯罪収益の移転やテロリズムに対する資金供与の防止を目的としており、法令で定められた取引を行う際には、取引時確認の実施が義務づけられています。ご契約者様および窓口担当者様におかれましては、取引時確認の実施にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1.取引時確認のご説明

・取引時に確認させていただく事項は、次の表の通りです（ご契約者様により確認事項は次の表の通り異なります）。

【取引時確認事項】 <凡例> ◎：「申告書」による確認事項 A～D：「公的証明書等」による確認事項 -：確認の必要がない事項

ご契約者様		申告書の可否	ご契約者様					窓口担当者様	
			本人特定事項	取引を行う 目的	事業の内容 または職業	実質的支配者 (注1)	外国PEPs (注2)	本人特定 事項	取引の任に あたっている こと
国・地方公共団体・外国政府		不要	-	-	-	-	-	C	D
法人	上場企業 独立行政法人	不要	-	-	-	-	-	C	D
	「上場企業・独立行政 法人」以外	必要	A	◎	B	◎	◎	C	D
人格のない社団・財団 (注3)		必要	-	◎	◎	-	-	C	-
個人		必要	C	◎	◎	-	◎	- (代理人取 引を行っている 場合はC)	- (代理人取 引を行っている 場合はD)

（注１） 実質的支配者・・・次に該当する方を指します（詳細は「3.実質的支配者・外国PEPsのご説明」を参照ください）。

【株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社等の、「資本多数決法人」】

- ① 25%を超える議決権を「直接」、「間接」、「直接および間接」に保有していると認められる方
- ② ①に該当が無い場合、出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方
- ③ ②に該当しない場合は法人の代表者

【一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、合名会社、合資会社、合同会社等の、「資本多数決法人以外の法人」】

- ① 次の「i」、「ii」、または「i および ii」に該当する方
 - i 事業から生ずる収益の25%を超える配当、または当該事業に係る財産総額の25%を超える財産の分配を受ける権利を有していると認められる方
 - ii 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方
- ② ①に該当がない場合、法人の代表者

（注２） 外国 PEPs・・・外国において重要な公的地位に就いている方、過去就いていた方、およびこれらの方のご家族を指します（具体例については「3.実質的支配者・外国PEPsのご説明」を参照ください）。

（注３） 人格のない社団・財団・・・法人格が付与されない社団・財団をいいます。社団法人・財団法人とは区別されます。

（１）「申告書」による確認事項

- ・上の表で◎の事項は「申告書」の提出により確認させていただきます。
- ・申告内容により、追加で確認が必要となる場合がございます。
- ・申告内容に変更が生じた場合は、お手続きが必要となるため、弊社営業担当までご連絡をお願いします。

（２）「公的証明書等」による確認事項

- ・上の表でA～Dの事項は次の書類の”原本（提示）”または”写し（郵送）”により内容を確認させていただきます。
- ・ご契約者様が個人（個人事業主含む）かつ、非対面で確認させていただく場合は２種類の書類提出をお願いします。

区分	確認書類	有効期限等
A	登記事項証明書、印鑑登録証明書等	発行日から６ヶ月以内
B	定款、登記事項証明書等	登記事項証明書は発行日から６ヶ月以内
C	運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）（注４）、マイナンバーカード（注５）、資格確認書（注６）等 ＊写真なし証明書の場合、２つ以上の提示または国税の領収証写し等が必要となる場合があります。	提示・送付を受ける日に有効なもの
D	登記事項証明書、委任状（但し、上記書類以外で面談または電話にて確認させていただく場合もあります）	登記事項証明書は発行日から６ヶ月以内

（注４） 2020年2月4日以降に発給された場合は、住居が確認できる他の確認書類または補完書類（納税証明書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書等）を追加でご提出いただく必要があります。

（注５） マイナンバーカードは表面のみ提示し、裏面の個人番号は提示しないでください。

（注６） 資格確認書は、マイナンバーカードを保有していない方等に、健康保険証に代わって交付されます。

資格確認書は、「書面によるもの」と「電磁的記録によるもの」があり、本人確認書類として用いることができるのは「書面によるもの」に限られます。書面による資格確認書には、カード型、はがき型、A４型の３種類ございますが、氏名、住所および生年月日の記載があれば、いずれも本人確認書類として用いることが可能です。

写しを送付される際は「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」、「枝番」および「2次元コード（QRコード等）」部分にマスキングをお願いします。

2.2016年10月の改正法施行前に取引時確認を行っている場合の取扱い

- 2013年4月1日～2016年9月30日に取引時確認をさせていただいたご契約者様については、追加で以下の点について申告をお願いします。
【取引時確認事項】<凡例> ◎：「申告書」による確認事項 C：「公的証明書等」による確認事項 -：確認の必要がない事項

ご契約者様		ご契約者様					窓口担当者様	
		申告書の要否	本人特定事項	取引を行う目的	事業の内容または職業	実質的支配者	外国PEPs	本人特定事項
国・地方公共団体・外国政府		不要	-	-	-	-	-	-
法人	上場企業 独立行政法人	不要	-	-	-	-	-	-
	「上場企業・独立行政法人」以外	必要	-	-	-	◎	◎	-
人格のない社団・財団		不要	-	-	-	-	-	C（注7）
個人		必要	-	-	-	-	◎	-

（注7） 窓口担当者様が変更になっている場合のみ、申告をお願いします。

- 2013年3月31日以前に取引時確認をさせていただいたご契約者様については、追加で以下の点について申告をお願いします。
【取引時確認事項】<凡例> ◎：「申告書」による確認事項 B、C：「公的証明書等」による確認事項 -：確認の必要がない事項

ご契約者様		ご契約者様					窓口担当者様	
		申告書の要否	本人特定事項	取引を行う目的	事業の内容または職業	実質的支配者	外国PEPs	本人特定事項
国・地方公共団体・外国政府		不要	-	-	-	-	-	-
法人	上場企業 独立行政法人	不要	-	-	-	-	-	-
	「上場企業・独立行政法人」以外	必要	-	◎	B	◎	◎	-
人格のない社団・財団		必要	-	◎	◎	-	-	C（注8）
個人		必要	-	◎	◎	-	◎	-

（注8） 窓口担当者様が変更になっている場合のみ、申告をお願いします。

3.実質的支配者・外国PEPsのご説明

【実質的支配者】

次のフローに従い、「個人」、「国」、「地方公共団体」、「上場会社」、「国・地方公共団体・上場会社の子会社」の中から該当する実質的支配者の方をご申告ください。

■株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社等の、「資本多数決法人」に該当するご契約者様

①「直接」「間接（注9）」または「直接および間接」に25%を超えるご契約者様の議決権を有している方。
（事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合（注10）を除きます。また、50%を超える議決権を「直接」、「間接」または「直接および間接」に有している方がいる場合は、その方のみが該当します）



②出資、融資、取引その他の関係を通じてご契約者様の事業活動に支配的な影響力を有している方（注11）。



③ご契約者様の代表者の方が「実質的支配者」となります。



「実質的支配者」となります（注12）

■一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、合名会社、合資会社、合同会社等の、「資本多数決法人以外の法人」に該当するご契約者様

次の①に該当する方、②に該当する方、若しくは「①と②両方」に該当する方（全員をご申告ください）。
①ご契約者様の事業から生じる収益の25%を超える配当、または当該事業に係る財産総額の25%を超える財産の分配を受ける権利を有している。
（事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合（注10）を除きます。また、事業から生じる収益の50%を超える配当、もしくは事業に係る財産の総額の50%を超える財産の分配を受ける権利を有している方がいる場合は、その方のみが該当します）
②出資、融資、取引その他の関係を通じてご契約者様の事業活動に支配的な影響力を有している（注11）。



③ご契約者様の代表者の方が「実質的支配者」となります。



「実質的支配者」となります（注12）

(注9) 「50%超の議決権を保有する法人」を通じて「ご契約者様の議決権」を保有すること
（その法人が保有する議決権割合で判断します）。

(注10) 次の例のような場合が該当します。
・ご契約者様の従業員持株会や、信託勘定を通じてご契約者様の議決権の25%超を保有している信託銀行等
・病気等により支配意思または支配能力を欠いている方
・被後見人で、支配意思または支配能力を欠いている方

(注11) 次の例のような場合が該当します。
・ご契約者様の創業者一族等で、支配的な影響力を有している
・大口債権者・大口取引先等であり、ご契約者様の意思決定の際に稟申等を受ける立場にある
・ご契約者様の株主や出資者その他の方の親族後見人等で、支配的な影響力を有している
・ご契約者様の意思決定機関（経営陣）の過半を上場企業が派遣している

(注12) 実質的支配者は自然人（「個人」、「国」、「地方公共団体」、「上場会社」、「国・地方公共団体・上場会社の子会社」）まで遡る必要がございます。一旦、実質的支配者と判断された者が自然人に該当するかをご確認いただき、該当しない場合は、当該法人ないし団体について①～③のご確認をお願いします。

【外国PEPs（外国で重要な公的地位にある者等）】

■外国において、以下の職に就いている方・過去就いていた方、これらの方のご家族（注13）があてはまります。

- ・元首、日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ・日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ・日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

(注13) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます）、父母、子および兄弟姉妹。配偶者の父母および子

【当社事業所および郵送先一覧】

本書類のご提出は、貴社担当の当社リース契約店へご郵送くださいますようお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、お手数ですが貴社担当の当社リース契約店までお問い合わせください。

ひろぎんリース株式会社 事業所	郵便番号	住 所	電話番号
本 社	730-0031	広島市中区紙屋町 1 丁目 3 番 8 号	(082)545-3738
呉支店	737-0045	呉市本通 3 丁目 5 番 4 号 広島銀行呉支店 4 F	(0823)22-5757
尾道支店	722-0035	尾道市土堂 2 丁目 7 番 1 1 号 広島銀行尾道支店 2 F	(0848)24-0441
愛媛支店	790-0006	愛媛県松山市南堀端町 6 - 5 広島銀行松山支店 2 F	(089)986-8818
福山支店	720-0812	福山市霞町 1 丁目 1 番 1 号 福山信愛ビル 6 F	(084)932-0324
岡山支店	700-0913	岡山市北区大供 1 丁目 3 番 3 号 広島銀行岡山南支店別棟	(086)234-5035
山口支店	745-0034	周南市御幸通 2 丁目 1 5 番地 広島銀行徳山支店 3 F	(0834)21-3230